

司法試験予備試験の出題に係る法令について

令和5年11月7日司法試験委員会決定

- 1 各年における司法試験予備試験については、短答式試験及び論文式試験が行われる年の1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題する。
- 2 例外的に、各科目別の考査委員において、1と異なる取扱いとすることを相当と認めるときは、司法試験委員会に対し、1と異なる取扱いとする旨を速やかに広報するよう求める。

附則

第1 この決定は、令和6年2月1日から施行する。

第2 次に掲げる決定は、廃止する。

- 1 「司法試験予備試験の出題に係る法令について」(平成22年11月10日司法試験委員会決定)
- 2 「司法試験予備試験(租税法)の出題に係る法令について」(令和3年11月4日司法試験委員会決定)